

令和4年3月22日

保護者様

ふじみ野市立大井中学校
校長 榎本 一夫

3学期末及び学年末、春季休業日の部活動の実施について

令和4年3月22日からの部活動の実施について、市教育委員会から市内各学校に対してガイドラインが示されました。本校を含む市内各中学校では、このガイドラインに基づき、部活動について下記の通り対応いたしますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

記

(1) 実施スケジュール

日（曜日）	平日	朝練習	対外活動 【※1】	活動内容
3月22日（火）～ 3月25日（金） （3学期末）	【※2】			飛沫感染の可能性が高い活動（大きな発声や身体接触を伴う等）は必要最低限とする。
日（曜日）	平日及び休日		対外活動	活動内容
3月26日（土）～ 4月7日（木） （学年末休業～ 春季休業期間）	【※2】			可能な限り感染拡大防止対策を行った上で通常の活動とする。
4月8日（金）～	【※3】			可能な限り感染拡大防止対策を行った上で通常の活動とする。

【※1】・対外活動…合同練習、練習試合、大会への出場等

- ・公式大会に出場する場合および関東大会・全国大会につながる大会・コンクールへ出場する場合、大会開催初日の14日前から『ふじみ野市の部活動の在り方に関する方針』に則って定められた各校の活動方針に沿った活動は可。

- ・定期演奏会の開催は慎重に判断し、開催する場合は感染症対策を徹底する。

【※2】『ふじみ野市の部活動の在り方に関する方針』に則って定められた各校の活動方針に沿った活動。

- ただし練習試合等の実施及び県外での活動は慎重に判断し、練習試合等は自校を含めて2校までとする。

【※3】『ふじみ野市の部活動の在り方に関する方針』に則って定められた各校の活動方針に沿った活動

(2) 部活動内で陽性者が確認された場合

原則1週間活動を禁止します。

(3) その他

4月8日（金）以降は「ふじみ野市の部活動の在り方に関する方針」（平成31年4月）に則って定められた各校の活動方針に沿った通常の活動に移行します。ただし、緊急事態宣言が発令された場合や、まん延防止等重点措置が適用された場合は変更する場合があります。